

組織概要

A thick red horizontal arrow pointing to the right, spanning most of the width of the slide.

名称：一般財団法人日本情報経済社会推進協会

英字表記：JIPDEC

設立：1967（昭和42）年12月20日

基金：39億9,900万円

事業規模：26億4,310万円（2013年度予算）

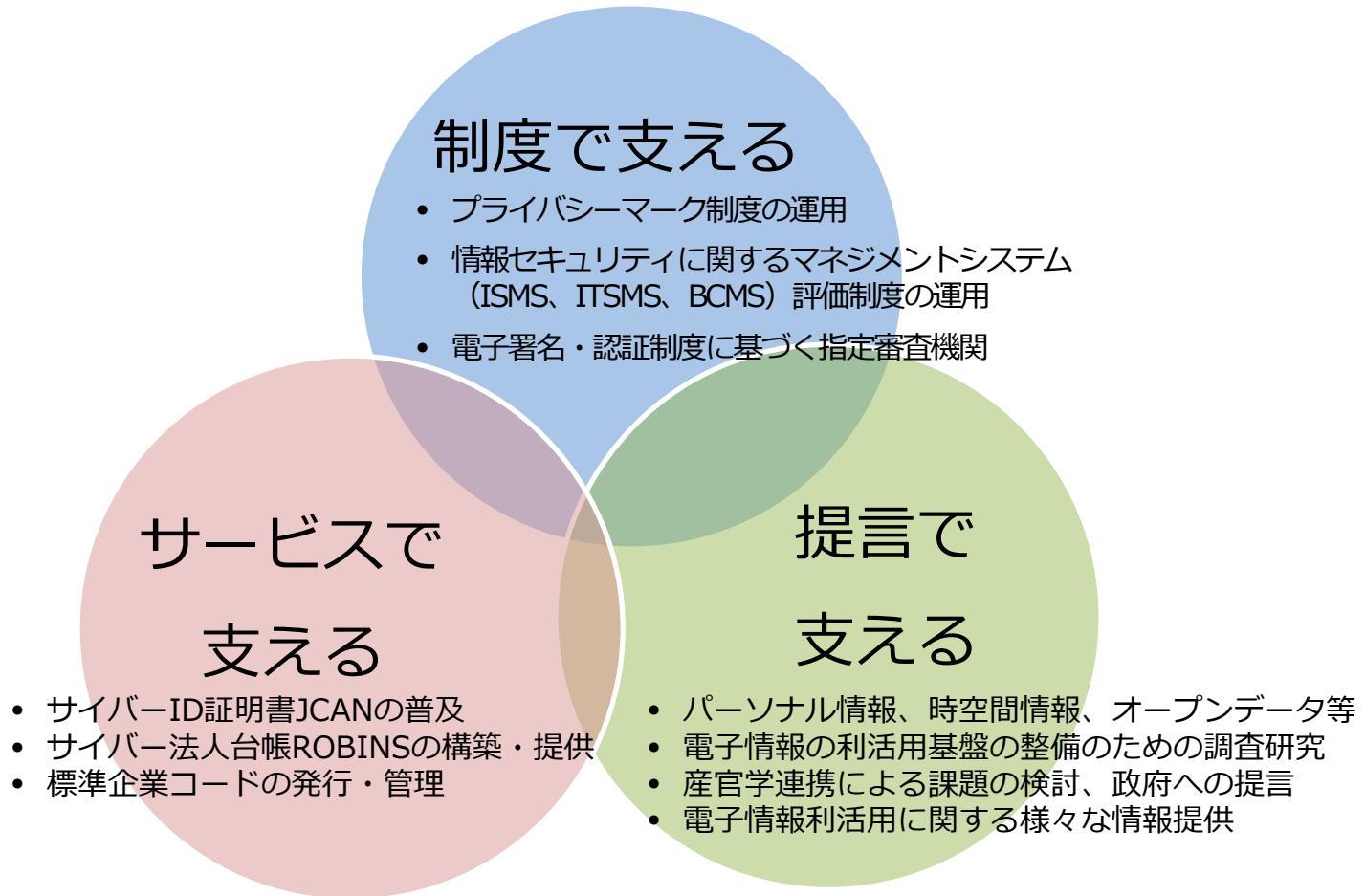
職員数：126名（2013年4月現在）

勤務地：東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル内

交通機関：東京メトロ南北線「六本木一丁目」駅下車 徒歩4分

東京メトロ日比谷線「神谷町」駅下車 徒歩10分

情報経済社会を支えるJIPDECの事業



制度で支える

個人情報保護する企業を示す信頼のマーク

■ プライバシーマーク制度の運用

わが国では、2005年4月から、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号、いわゆる個人情報保護法）が全面施行され、個人情報保護を求める機運が高まりました。

個人情報ネットワーク上でやり取りされ、コンピュータで大量に処理される中、実効性のある個人情報保護の方策の実施が求められたことを受け、JIPDECでは、1998年4月1日、『プライバシーマーク制度』を創設し運用しています。

当制度は、個人情報保護法と同等以上の保護水準を規定している日本工業規格 JIS Q 15001「個人情報保護マネジメントシステム－要求事項」に基づき、事業者の個人情報の取扱いを第三者の立場から公正・中立的に評価し、その適合性が確認できた事業者に「プライバシーマーク」を付与するものです。

「プライバシーマーク」のロゴを使用する事業者は、個人情報の取扱いに関して適切に保護措置を講じていることが認められた事業者です。

(スマートフォン等のアプリケーション配信事業者対象)
利用者情報の取扱い、アプリケーション・プライバシーポリシーについて

平成 26 年 1 月 14 日
一般財団法人日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC)
プライバシーマーク推進センター

今日、急速に普及しているスマートフォン（スマートフォンと同等の機能を有するタブレット端末も含む）には、行動履歴や通信履歴等の様々な利用者情報が蓄積されています。それらの利用者情報に対してアプリケーションがアクセスして外部へ送信しているにもかかわらず、当該利用者情報の利用目的等が不明瞭なケースがあります。

このような問題に対処するため、関係省庁や関係機関では、内外の動向も踏まえて精力的に議論を行っており、平成 24 年 8 月に、総務省から「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」が公表されました。

これを受け、平成 24 年 10 月に、スマートフォンの利用者情報等に関する連絡協議会 (SPSC) が発足し、平成 25 年 7 月には、SPSC での議論も踏まえた「スマートフォン プライバシー イニシアティブⅡ」が公表されました。

JIPDEC 及びプライバシーマーク指定審査機関においても、プライバシーマーク制度におけるスマートフォン等の利用者情報の取扱いを検討し、その結果を踏まえ、プライバシーマーク指定審査機関である一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム (MCF) が、平成 26 年 1 月 14 日、「モバイルコンテンツ関連事業者のための個人情報保護ガイドライン 第 2 版」を公表しました。

プライバシーマーク付与を受けようとする、スマートフォン等におけるアプリケーション配信事業を行う事業者（注）は、このガイドラインに従って、利用者情報を取り扱ってください。

注：アプリケーション配信事業を行う事業者とは、スマートフォン等から利用者情報を直接取得する以下の事業者を指します。

- ①マーケット運営事業者が提供するアプリ・マーケットから、利用者に対してアプリケーションを配信する事業者
- ②広告配信等のためにアプリケーションに組み込む情報収集モジュールを提供する事業者

1. 利用者情報の取扱いについて

利用者情報の取扱いについては、JIPDEC の「JIS Q 15001 : 2006 をベースにした個人情報保護マネジメントシステム実施のためのガイドライン—第 2 版—」の「第二部 1 適用範囲」に記載されている考え方を踏襲することとします。

利用者情報のうち、特定の個人が識別できる個人情報に該当する利用者情報（電話帳、入力フォームから取得する氏名、写真・動画など）は、個別に個人情報の特定を行い、リスク分析（リスクの認識、分析及び対策）を実施してください。

利用者情報のうち、契約者・端末固有 ID、位置情報、通信履歴、アプリケーション利用履歴など（以下「個人情報と同等に取り扱う利用者情報」という。）については、特定の個人が識別

できる可能性がある情報であるため、一般消費者及び取引先の期待を考慮し、事業の用に供する個人情報と同等に位置付けて、リスクの認識、分析及び対策を実施してください。具体的には、目的外利用、漏洩、滅失又は毀損を防止するために、管理台帳に「アプリケーションの利用者情報」として1つにまとめて登録して、リスク分析を実施してください。

2. アプリケーション・プライバシーポリシーについて

個人情報と同等に取り扱う利用者情報に関しては、JIS Q 15001:2006（個人情報保護マネジメントシステム—要求事項）が要求している措置の履行は求めませんが、アプリケーション・プライバシーポリシーを通知又は公表してください。

JIS Q 15001:2006における「個人情報保護方針」は、事業者が個人情報保護に取り組む姿勢や基本的考え方等の個人情報保護の理念を明らかにするものです。一方で「アプリケーション・プライバシーポリシー」は、事業者が透明性の確保を目的として、アプリケーションごとに取得する情報の項目や目的等の事実関係を明らかにするものです。

「アプリケーション・プライバシーポリシー」は、JIS Q 15001:2006における「個人情報保護方針」とは別ものであり、「個人情報保護方針」と分けて表示すべきですが、プライバシーポリシーとして一体で表示することも許容されます。

記載内容については、アプリケーションが取得する情報や目的に沿って、事業者が判断するものとします。

■ 関連 URL

- [「モバイルコンテンツ関連事業者のための個人情報保護ガイドライン 第2版」](http://www.mcf.or.jp/privacymark/pdf/guideline_for_mobilecontent.pdf)（MCF）
http://www.mcf.or.jp/privacymark/pdf/guideline_for_mobilecontent.pdf
- [「JIS Q 15001:2006 をベースにした個人情報保護マネジメントシステム実施のためのガイドライン—第2版—」](http://privacymark.jp/reference/pdf/guideline_V2.0_120907.pdf)（JIPDEC）
http://privacymark.jp/reference/pdf/guideline_V2.0_120907.pdf
- [「スマートフォン プライバシー イニシアティブ —利用者情報の適正な取扱いとリテラシー向上による新時代イノベーション—」](http://www.soumu.go.jp/main_content/000171225.pdf)（総務省）
http://www.soumu.go.jp/main_content/000171225.pdf
- [「スマートフォン プライバシー イニシアティブⅡ ～アプリケーションの第三者検証の在り方～」](http://www.soumu.go.jp/main_content/000236366.pdf)（総務省）
http://www.soumu.go.jp/main_content/000236366.pdf
- [スマートフォンの利用者情報等に関する連絡協議会（SPSC）](http://jssec.org/spsc/)
<http://jssec.org/spsc/>

以上